

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業  
質問及び回答（要求水準書）

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書		1	1	3						事業概要	4号炉について「休止後は管理のみ」とありますが、「管理」の具体的に内容についてご教示願います。	日常点検及び部外者の立入禁止措置等の安全管理を主要業務と考えています。
2	要求水準書		2	1	4						図1-4-1 事業スケジュール	焼却灰排出設備の機器仕様をご教示ください。また、使用開始年も併せてご教示下さい。	入札説明書 p15 (2) 参考資料（既設施設図面）の閲覧・貸与をご参照下さい。
3	要求水準書		2	1	4						事業期間（予定）及び事業内容	4号炉について、H33年度まで運転管理した後、H34年度以降再稼働することは無いと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
4	要求水準書		2	1	4						図1-4-1 事業スケジュール	焼却灰排出設備の使用開始年度及び機器仕様に関してご教示ください。	No2をご参照ください。
5	要求水準書		3	1	5						事業場所等	図1-5-1のご指定箇所および別紙2の2の敷地境界外の場内の土地について、工事期間中に資材などを保管する場所として、無償にて提供して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	別紙2の2の敷地境界外及び稼働中の既存改良土プラントは対象外となります。
6	要求水準書		3	1	5						事業場所等	図1-5-1にある接続道路は、現在、使用できるものと考えてよろしいでしょうか。建設発生土が、仮置きされているように見受けます。接続道路が事業範囲とすれば、造成及び規格の確保も、所掌範囲とみなしてよろしいのでしょうか。	道路整備及び囲いの設置はPFI事業者の業務範囲です。仮置きされている土砂が支障となる場合は、土砂の移動等は本市所掌範囲です。
7	要求水準書		3	1	5						事業場所等	工事期間中に資材置場等として、図1-5-1のマーキング箇所および別紙2の2の敷地境界外の土地も無償提供して頂けると考えてよろしいでしょうか。	No5をご参照ください。
8	要求水準書		3	1	5						事業場所等	「図1-5-1に示すとおり北部汚泥資源化センター・横浜改良土センター及び北部第二水再生センター内に用地を確保し無償で提供する」とありますが、別紙2の2に記載のある敷地境界以外の用地についても貴市と協議のうえ無償で提供頂けると考えてよろしいでしょうか。	No5をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
9	要求水準書		4	1	6	(1)		ア			PFI事業の業務範囲	『PFI事業の計画する荷重条件が現状を上回る場合、建設時の基準を満たす補強を、』との記載がありますが、各建屋における荷重条件をご教示下さい。	現状の機器重量をご確認下さい。 資料の確認は、入札説明書 p15 (2) 参考資料（既施設設図面）の閲覧・貸与をご参照下さい。
10	要求水準書		4	1	6	(1)		ア			PFI事業の業務範囲	『PFI事業の計画する荷重条件が現状を上回る場合、建設時の基準を満たす補強を…』との記載がありますが、各建屋における荷重条件、構造計算書(建設時の年代が分かるもの)、構造図面のご教示・ご提供をお願い致します。	No9をご参照ください。
11	要求水準書		4	1	6	(1)		ア			建設時の基準	「PFI事業者の計画する荷重条件が、現状を上回る場合は PFI事業者の責任及び費用において、建設時の基準を満たす補強を行うものとする。」と記載されています。既設建屋の活用にあたり、床面積が現状より増加する場合も建設時の基準が適用されるということでしょうか。	増設の場合は現行基準の適用になります。
12	要求水準書		4	1	6	(1)		ア			既設建屋	既設汚泥焼却炉1・2号炉及び3号炉の建屋について建築物の確認済み証が交付された時期をご教示願います。	焼却炉1号炉：昭和55年4月 焼却炉2号炉：昭和57年4月 焼却炉3号炉：昭和61年7月です。
13	要求水準書		4	1	6	(2)		ウ			新改良土プラント用地のコンテナ移設業務	「コンテナの移設業務」について、対象となるコンテナの仕様・数量と移設先の場所と現状をご教示下さい。	海上用コンテナ（20ft）約200個、フレコンバッグ約2000袋が対象となります。移設先は北部下水道センター場内です。
14	要求水準書		4	1	6	(2)		ウ			新改良土プラント用地のコンテナ移設業務	数量と移動先について、明確にさせていただきますでしょうか。	No13をご参照ください。
15	要求水準書		4	1	6	(2)		ウ			建設段階	PFI事業者の業務範囲において「新改良土プラント用地のコンテナ移設業務」とありますが、コンテナのサイズ、数量、重量、移設先地の詳細資料をご提示ください。	No13をご参照ください。
16	要求水準書		5	1	6	(3)		ス			運営管理段階	「本施設見学者の対応に関する協力」とありますが、対象見学者の受付可否に関する判断も含め、見学者の受付は市に対応いただけると考えてよろしいでしょうか？	受付は市で行います。見学対応のみ協力を願います。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
17	要求水準書		5	1	6	(4)		ア			PFI事業者の業務範囲	図1-6-1に焼却炉からの焼却灰を「セメント等」にもっていく点線ルートに記載があります。これは同じく点線ルートである5号炉からの焼却灰はセメント等にもっていくということでしょうか？ご教示願います。	ご理解のとおりです。 セメント等に持っていく場合も想定しています。
18	要求水準書		6	1	7	(2)		ウ			設計及び建設に関する業務	ユーティリティーに関する責任分界点をご教示下さい。	別紙3に示すとおりです。
19	要求水準書		6	1	7	(2)		ウ			設計及び建設に関する業務 責任分界点	「電力、上水、雑用水、汚水排水、都市ガス、消化汚泥等及び消化ガスにかかわる設備の責任分界点(別紙3参照)までの設計並びに建設」とありますが、各設備の取合い点がわかる平面図を提供ください。	No18をご参照ください。原則、施設(敷地範囲)から出た第一フランジとします。 PFI事業者の提案によっては協議を行います。
20	要求水準書		8	2	1						解体撤去工事にかかわる基本的な考え方	既存の杭と新設で打設を予定している杭が干渉する可能性がある場合、既存の杭を撤去することは可能でしょうか。	解体撤去対象施設の杭については、撤去可能です。
21	要求水準書		8	2	1						解体撤去工事にかかわる基本的な考え方	改良土プラントの解体工事について、上水、電気、処理水、排水の撤去範囲についてご提示ください。	既存施設の供給分界点以降を撤去範囲とします。
22	要求水準書		8	2	1						解体撤去工事にかかわる基本的な考え方	本工事における既存施設の撤去において、地下構造物(杭含む)が新設施設に影響しない場合、撤去は不要という考えでよろしいでしょうか？	支障とならない基礎及び基礎杭の撤去は不要です。
23	要求水準書		8	2	1						解体撤去工事にかかわる基本的な考え方	既存施設の杭と新設施設の杭が干渉した場合、既存施設の杭を撤去し、新設の杭を施工しても問題ないでしょうか？	No20をご参照ください。
24	要求水準書		8	2	1						解体撤去工事にかかわる基本的な考え方	改良土プラントの解体対象において、ユーティリティー(電気、水道、排水等)の撤去範囲についてご提示ください。	No21をご参照ください。
25	要求水準書		8	2	2	(1)					解体撤去工事に関する条件	トラックスケールの撤去についてはH28に焼却炉1及び2号炉の撤去と同時に実施しても、宜しいでしょうか。	現状未使用のため、撤去時期の制約はありません。
26	要求水準書		8	2	3	(1)					トラックスケール撤去	既設トラックスケールの撤去時期をご教示下さい。また、トラックスケール室(小屋)は撤去対象外と考えてよろしいでしょうか？	現状未使用のため、撤去時期の制約はありません。 トラックスケール室(小屋)も撤去対象とします。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
27	要求水準書		8	2	3	(2)					解体撤去対象施設の概要	当概要には、既設杭に対する記述がありませんが、ご指示いただけるのでしょうか。改良土プラントは、燃料化及び焼却設備と異なり、敷地が異なります。既設の杭の処理についてご教示ください。	杭の撤去は不要とします。
28	要求水準書		8	2	3	(2)					解体撤去対象施設の概要	改良土プラントの解体対象において、ユーティリティ（電気、水道、排水等）の撤去範囲についてご提示ください。また事務所棟の解体は撤去は撤去範囲でしょうか。	No21をご参照ください。また、事務所棟も撤去範囲です。
29	要求水準書		8	2	3	(2)					解体撤去対象施設の概要	改良土プラントの解体対象において、ユーティリティ（電気、水道、排水等）の撤去範囲及び事務所等の解体撤去についてご提示いただけますでしょうか。	No28をご参照ください。
30	要求水準書		10	2	3	(2)				イ	PCB汚染廃棄電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	「解体にともない発生するPCB汚染廃電気機器等については、市が指示する場所、、、までの運搬はPFI事業者が行うが、保管及び処理は市の負担と責任で行うこととする。」との記載があります。本内容について対象機器とそれが設置されている場所ををご教示下さい。	No2をご参照ください。
31	要求水準書		10	2	3	(2)				イ	PCB汚染廃棄電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	「、、、アスベストを含む廃棄物については、PFI事業者にて適正処理するものとする。その場合の費用負担は、、、発生が確認できる範囲をPFI事業者、それ以外を市の負担とする。」との記載があります。本内容について対象機器とそれが設置されている場所ををご教示下さい。	No2をご参照ください。
32	要求水準書		10	2	3	(2)				イ	PCB汚染廃棄電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	「解体にともない発生するPCB汚染廃電気機器等については、市が指示する場所（北部汚泥資源化センター内の保管庫）までの運搬はPFI事業者が行うが、保管及び処理は市の負担と責任で行うこととする。」とありますが、PCB汚染廃電気機器等のリストと設置箇所をお示しください。	No2をご参照ください。
33	要求水準書		10	2	3	(2)				イ	PCB汚染廃棄電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	「解体にともない発生するPCB汚染廃電気機器等については、市が指示する場所（北部汚泥資源化センター内の保管庫）までの運搬はPFI事業者が行うが、保管及び処理は市の負担と責任で行うこととする。」とありますが、PCB汚染廃電気機器等のリストと設置箇所をご教示願います。	No2をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
34	要求水準書		10	2	3	(2)		イ			PCB汚染廃棄電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	「また、アスベストを含む廃棄物については、PFI事業者にて適正処理するものとする。その場合の費用負担は、入札公告時に提示を予定している既設施設図面等により、発生が確認できる範囲をPFI事業者、それ以外を市の負担とする。」とありますが、入札公告時に提示いただいている図面では、アスベストの使用を明確判断できません。アスベスト使用がわかる図面のご提示をお願い致します。	No2をご参照ください。
35	要求水準書		10	2	3	(2)		イ			PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	解体にともない発生するPCB汚染廃電気機器等について貴市で把握している機器、材料等をご教授ください。	No2をご参照ください。
36	要求水準書		10	2	3	(2)		イ			PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	解体にともない発生するアスベストを含む廃棄物について貴市で把握している機器、材料等をご教授ください。	No2をご参照ください。
37	要求水準書		10	2	3	(2)		イ			PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	『入札公告時に提示を予定している既設施設図面等により、発生が確認できる範囲をPFI事業者、それ以外を市の負担とする』と記載がありますが既設施設図面等では、発生が確認できないため、全て貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	貸与図面にて確認をお願いします。
38	要求水準書		10	2	3	(2)		イ			PCB汚染廃棄電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	「解体にともない発生するPCB汚染廃電気機器等については、市が指示する場所(北部汚泥資源化センター内の保管庫)までの運搬はPFI事業者が行うが、保管及び処理は市の負担と責任で行うこととする。」とありますが、PCB汚染廃電気機器等のリストと設置箇所をご提示いただけますでしょうか。	No2をご参照ください。
39	要求水準書		10	2	3	(2)		ウ			その他	「また、市は、事業期中に建築物に関する工事等(耐震診断、耐震補強工事等)の発注をすることがあるが、その際にPFI事業者は工事等に協力することとする。」と記載されています。対象となる既設建築物及びその確認済み証が交付された時期をご教示願います。	既設汚泥焼却炉1・2号炉及び3号炉の建屋が対象です。確認済み証の交付については、No12をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
40	要求水準書		11	3	3	(1)	ウ				設計に関する事項 基本的考え方	「新施設等は管理運営期間中に大規模修繕を要しないこと。」とありますが、大規模修繕の定義が不明です。下水道施設の改築について（平成15. 6. 19国都下事第77号 下水道事業課長通知）に示される「小分類」施設以上規模で国庫補助の対象と解釈してよろしいでしょうか？それとも、P40 第4. 6. (7)5号焼却炉の修繕に示されている「基幹的设备改良工事等」を示すのでしょうか。	提示頂いている両方に該当する修繕がないことを要求しています。
41	要求水準書		11	3	2	(2)					既存土質調査	新設改良土の土質調査データをご教示下さい。	横浜市行政地図情報提供システム：地盤地図情報「地盤View（じばんびゅー）」及び要求水準書p57の5号炉部 土質柱状図をご参照ください。
42	要求水準書		11	3	2	(2)					既存土質調査	新設改良土プラント用地の土質柱状図のデータがありませんが、隣接する5号炉部地質と同様として検討してよろしいでしょうか。入札後に当該地質が左記地質と比較して著しく悪いことが判明した場合の追加費用は、別途請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	横浜市行政地図情報提供システム：地盤地図情報「地盤View（じばんびゅー）」及び要求水準書p57の5号炉部 土質柱状図をご参照ください。地盤条件が著しく悪いことが判明した場合は協議対象となります。
43	要求水準書		11	3	2	(2)					既存土質調査	新設改良土の土質調査データがありませんが、土質は隣接する5号炉部土質と同様として検討してよろしいでしょうか？ また、入札後に土質が著しく悪いことが判明した場合の追加費用は、別途請求できるものと考えてよろしいでしょうか？	No42をご参照ください。
44	要求水準書		11	3	2	(2)					既存土質調査	既設建設時における側方流動の対策についての検討結果のご提示をお願い致します。	施設の詳細な設計時において、必要に応じて提示します。
45	要求水準書		11	3	3	(2)					設計に関する事項	新設する燃料化設備では既設汚泥ピットの1号もしくは2号の一方のみを流用する計画であるが、既設汚泥の受入等に支障がないかご教示下さい。	既設汚泥ピットの運用方法については、提案書で確認します。
46	要求水準書		12	3	3	(4)					設計に関する事項	処理施設規模の改良土プラント施設：50m <sup>3</sup> /hr程度とありますが、平均能力と考えてよろしいのでしょうか？生産には需要による季節変動があると思われませんが、変動を考慮した許容の能力を提案してもよろしいでしょうか。	50m <sup>3</sup> /hr程度は目安であり、PFI事業者の設定が優先します。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
47	要求水準書		12	3	3	(5)					計画年間稼働日数	燃料化設備及び汚泥焼却炉新1号炉の稼働日数が310日/年と記載されていますが、汚泥量の変動や各施設の負荷率を考慮し実運用において310日/年以下となる可能性もありますが、宜しいでしょうか。	燃料化施設、汚泥焼却炉新1号炉の310日/年程度は、「設計に関する事項」で定める計画稼働日数であり、実稼働日数を規定するものではありません。
48	要求水準書		12	3	3	(5)					処理施設規模	改良土プラント施設の施設処理規模として「50m3/hr程度」とありますが、現有改良土プラント施設の「70m3/hr」として計画をしても問題ないでしょうか？	No46をご参照ください。
49	要求水準書		12	3	3	(5)					計画年間稼働日数	改良土プラント施設について「250日/年程度とし、PFI事業者が設定する」とありますが、独立採算事業におけるPFI事業者の管理運営判断により、年度によっては下回ることがあってもよい、という理解でよろしいでしょうか？	250日/年程度は利用者の利便を考慮した、必要営業日数と認識していますが、PFI事業者の設定が優先します。
50	要求水準書		12	3	3	(5)					計画年間稼働日数	改良土プラント施設について「250日/年程度」とありますが、燃料化施設、汚泥焼却炉新1号炉についても「310日/年程度」とし、実際の稼働日数についてはPFI事業者提案に委ねていただける、という理解でよろしいでしょうか？	No47及びNo49をご参照ください。
51	要求水準書		14	3	3	(6)					図3-3-3脱水汚泥の性状(標準値)	「脱水汚泥の性状が標準値を逸脱する場合の責任分担は、最初に稼働する施設の開始までに協議を行い定めること」とあります。入札後の金額協議であっても事業者が一方的に不利とならない協議をして頂くとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書		14	3	3	(6)					処理対象物	脱水汚泥の性状は、施設運転年報・施設運転月報を閲覧することとなっていますが、図3-3-3脱水汚泥の性状などで示されている「脱水汚泥」について、分離液汚泥・脱水汚泥・消化汚泥等が、貴市が本事業で供給を予定している割合で混合されたもののデータと考えて良いでしょうか。	図3-3-3に分離液脱水汚泥は含みません。分離液脱水汚泥の性状は、要求水準書 p 13、図3-3-2 脱水汚泥性状の実績（平成25年度～平成26年度[12月迄]）をご参照下さい。
53	要求水準書		15	3	3	9	ア				改良土量	改良土計画生産量90,000m3を確保とあるが、出荷量の担保はあるのか？	事業契約書（案）第77条（改良土需要の増大）よりPFI事業者の確保努力を求めます。提案がある場合は協議します。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
54	要求水準書		15	3	3	9	ア				改良土量	改良土量の計画生産量について「年間90,000m3を確保」とありますが、仮に年間90,000m3を確保した上で、改良土の需要がなく余剰在庫が発生した場合の取扱についてご教示いただきたく存じます。仮に処分となった場合、その処分費については「協議」という理解でよろしいでしょうか？	No53をご参照ください。
55	要求水準書		16	3	3	(11)					温室効果ガスの排出量	「本施設」とは燃料化設備および汚泥焼却炉新1号炉のみを示している、と理解してよろしいでしょうか？	本施設で脱水汚泥等1トン进行处理するための温室効果ガスの排出量です。稼動する、4・5号炉、改良土プラントも含まれます。
56	要求水準書		16	3	3	(12)	イ				大気汚染	「～市が内規等で定める施設全体としての総量規制等がある場合は、市より別途提示することとする。」とありますが、閲覧資料で提示されているのでしょうか。（要求水準書（案）への質問回答N091,92で入札公告時に示すとの回答であったため改めて確認するものです）	要求水準書p23をご参照ください。
57	要求水準書		16	3	3	(12)					環境保全に関する法令等の遵守	「市が内規等で定める施設全体としての総量規制等がある場合は市より別途提示することとする。」とありますが、提示がないように見受けられます。資料のご提示をお願い致します。もしくはP23に示す硫黄酸化物、窒素酸化物のみの値と理解すればよろしいでしょうか？	要求水準書p23をご参照ください。
58	要求水準書		16	3	3	(16)					機械設備	消化汚泥等供給設備の責任分解点は汚泥圧送配管となっており、新燃料化設備に供給しますが、分離液脱水ケーキは燃料化設備（1号、2号焼却炉）へ供給するラインがありません。同汚泥は燃料化設備へ供給するラインの新設は今回の事業範囲に含まれるのでしょうか。	要求水準書p64の※記載をご参照ください。 ※ 燃料化設備への分離液脱水ケーキ圧送ラインは新設の必要があるため、責任分界点は既設と同様の考えとし、詳細は市とPFI事業者が協議するものとする。
59	要求水準書		17	3	3	16					機械設備（新設燃料化設備・焼却設備）	機械設備の要求水準は、新設燃料化設備・焼却設備に特記されていますが、改良土プラントは、方式及び機械構成も、左設備同様、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
60	要求水準書		17	3	3	16					機械設備	「ア 消化汚泥等供給設備」とありますが、P63では消化汚泥については責任分解点が配管にて取り合うことになっており、これによると1号炉と2号炉（新燃料化設備）へ供給可能となっています。かたやP64によると「分離液脱水ケーキの圧送ラインは新設の必要がある」とあり、現状供給ができない状況かと存じます。「ア 消化汚泥等供給設備」の事業範囲には、「分離液脱水ケーキの圧送ラインの新設」を含むのでしょうか？ご教示願います。	No19、No58をご参照ください。
61	要求水準書		19	3	3	17					電気設備	P F I 事業者が供給者と直接契約することを基本とし、やむを得ない理由により直接契約が困難な場合に限り、市から電力供給を受けるものとありますが、独立採算である改良土事業が、契約上、P F I 事業者が契約した受変電設備からの供給を受けられない場合は、市からの電力供給を受けられると考えてよろしいでしょうか。	PFI事業者内で供給できるよう計画願います。
62	要求水準書		19	3	3	(17)	ア				電気設備 (高圧受変電設備)	受電電圧が6.6kVとありますが、電力会社との契約電力が2,000kWを超える場合は特高受電設備となります。この場合、要求水準を超える設備提案となりますが、要求水準は満足していると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
63	要求水準書		19	3	3	(17)					電気設備	『やむを得ない理由により直接契約が困難な場合に限り、市から電力供給を受ける』とありますが、この場合、貴市側設備からPFI受電設備までのケーブル布設、電線路構築は今回新規でPFI事業者が行うという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
64	要求水準書		19	3	3	(17)					電気設備	『やむを得ない理由により直接契約が困難な場合に限り、市から電力供給を受ける』とありますが、この場合、貴市側設備の機能追加はPFI事業者が行うという理解でよろしいでしょうか？	取合設備までの機能追加はPFI事業者の範囲とし、本市側設備（中央監視設備等）の機能追加は本市にて行います。
65	要求水準書		19	3	3	(17)	ア				電気設備（高圧受変電設備）	受電電圧が6.6kVとありますが、電力会社との契約電力が2,000kWを超える場合は特高受電となります。この場合、要求水準と異なりますがよろしいでしょうか。	No62をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
66	要求水準書		19	3	3	(17)	ア				電気設備（高圧受変電設備）	受電回線数が2回線とありますが、本線・予備線方式と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書		19	3	3	(17)					電気設備	『やむを得ない理由により直接契約が困難な場合に限り、市から電力供給を受ける』とありますが、この場合、貴市側設備からPFI受電設備までのケーブル布設、電線路構築は今回新規でPFI事業者が行うという事でよろしいでしょうか。	No63をご参照ください。
68	要求水準書		19	3	3	(17)					電気設備	『やむを得ない理由により直接契約が困難な場合に限り、市から電力供給を受ける』とありますが、この場合、貴市側設備の機能追加はPFI事業者が行うという事でよろしいでしょうか。	No64をご参照ください。
69	要求水準書		19	3	3	(17)					電気設備	『本事業の実施に必要な電力は、電気設備を建設して引き込みを行い、PFI事業者が供給者と直接契約』が基本とありますが、同事業範囲を単独受電するにあたり、関係省庁等との協議結果を提示して頂けないでしょうか。	契約後、必要に応じて提示します。
70	要求水準書		19	3	3	(17)					電気設備	既設設備（5号炉等）への電源供給は、事業者の建設する電気設備から給電と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書		20	3	3	(19)					その他設備	「本事業を行う上でその他必要となる設備等がある場合には、これを設置すること」とあります。要求水準書P54に記載のある「接続道路」「門」「敷地囲い」の設置については、今回の事業範囲であり、公表された予定価格に含まれている、という理解でよろしいでしょうか？	No6をご参照ください。
72	要求水準書		21	3	3	(18)					土木関係	既存杭の仕様（種類、杭径、杭長）についてご教示願います。	No2をご参照ください。
73	要求水準書		21	3	4						ユーティリティ等に関する条件	電力、上水、雑用水、汚水排水、都市ガス、雨水排水等を新設改良土プラント用地に引き込む場合の場所と距離等をご教授願います。	No19をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
74	要求水準書		21	3	4	3					ユーティリティ等に関する条件 雑用水	「取合条件は、別紙4別表4-3に示すとおりとする。」とありますが、別紙4別表4-3に取り合い条件に関する記載が「*****」となっております。内容についてご教示願います。	No2をご参照ください。
75	要求水準書		21	3	4	4					ユーティリティ等に関する条件 汚水排水	「新施設等から発生する汚水排水は、別紙3に示した範囲の境界地点より、市が設置する排水設備に返流する、その際にPFI事業者は、計量装置を設けるものとする。」とありますが、汚水の接続が可能なマスの位置を平面図にお示しください。	No2をご参照ください。
76	要求水準書		21	3	4						ユーティリティ等に関する条件 (電力、上水、都市ガス)	各供給者との直接契約について「やむを得ない理由により直接契約が困難な場合に限り」とありますが、「やむを得ない理由」とはどのような場合が想定されますでしょうか？	直接契約のための条件が、PFI事業者の所掌においてクリアできない場合です。
77	要求水準書		21	3	4						ユーティリティ等に関する条件 (電力、上水、都市ガス)	「取合条件等は別途提示」とありますが、どの時点で提示されますでしょうか？ご教示願います。	別紙3に示すとおりです。
78	要求水準書		21	3	4	8					ユーティリティ等に関する条件 雨水排水	「雨水排水は、別紙3に示した範囲の境界地点にて排水する。」とありますが、雨水排水系統図と接続可能な雨水マス位置を図にお示しください。	No2をご参照ください。
79	要求水準書		21	3	4	(1)					ユーティリティ等に関する条件 (電力)	『市から電力供給を受ける場合の取り合い条件等は、別途提示する。』とありますが、時期としていつ提示頂けますか。	PFI事業者決定後の実施設計段階です。
80	要求水準書		22	3	4	(7)					消化ガス	消化ガスの発熱量についてご教示下さい。	都市ガスの1/2程度です。
81	要求水準書		22	3	4	(7)					消化ガス	消化ガスの発熱量についてご教示願います。	No80をご参照ください。
82	要求水準書		22	3	4	(8)					雨水排水	新設改良土プラントの雨水排水処理はプラント用地内にピットを設けて沈降させて上澄み水を排水する考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
83	要求水準書		22	3	4	(8)					ユーティリティ等に関する条件	新設改良土プラントの雨水排水処理は、プラント用地内にピットを設けて沈降させて上澄み水を排水する、と考えてよろしいでしょうか？	No82をご参照ください。
84	要求水準書		22	3	4	(9)					ユーティリティ等に関する条件 (監視制御システム)	『設備の運転上必要と思われる項目については、既存システムと信号等の授受を行う』とありますが、本事業運営に必要な信号項目(各プロセスの状態信号、ロック信号など)の選別はPFI事業者が行うものと考えますよろしいでしょうか。	信号項目は協議の上決定します。
85	要求水準書		22	3	4	(9)					ユーティリティ等に関する条件 (監視制御システム)	『設備の運転上必要と思われる項目については、既存システムと信号等の授受を行う』とありますが、貴市側設備の機能追加はPFI事業者が行うという事でよろしいでしょうか。	取合設備までの機能追加はPFI事業者の範囲とし、本市側設備(中央監視設備等)の機能追加は本市にて行います。
86	要求水準書		22	3	4	(9)					ユーティリティ等に関する条件 (監視制御システム)	『設備の運転上必要と思われる項目については、既存システムと信号等の授受を行う』とありますが、貴市側設備からPFI事業者との取合設備までのケーブル布設、電線路構築は今回新規でPFI事業者が行うという事でよろしいでしょうか。	PFI事業者から取合設備までのケーブル布設、電線路構築がPFI事業者の範囲です。
87	要求水準書		23	3	5	(2)					ユーティリティの費用	汚水排水は、市に支障がない必要最小限の範囲において無償で排水できると記載がありますが、汚水排水量の上限值をご教示願います。	No2をご参照ください。
88	要求水準書		23	3	5	(2)					汚水排水量	汚水排水量について「市に支障がない必要最小限の範囲において無償で排水できるものとする」とありますが、排水にかかる最大許容量についてご教示願います。(P65_別紙4_別表4-1には最大許容量に関する記載が「ゼロ」となっております)	No2をご参照ください。
89	要求水準書		23	3	5	(3)					性能保証事項	『、、、下記のガス量、濃度等に既施設以下となるように、』との記載がありますが、表内の数値を遵守すれば、この条件を満たしているとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書		23	3	5	(3)					性能保証事項	表内にある排ガス量は湿りとありますが、乾き排ガス量についてもご教示ください。また、排ガス量の単位についてもご教示ください。	乾きガス量 燃料化施設：12,170Nm <sup>3</sup> /h 新1号焼却炉：20,162Nm <sup>3</sup> /h (02 12%換算)

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
91	要求水準書		23	3	5	(3)					性能保証事項	表内にあるばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物濃度は排ガス中の酸素濃度により換算された値でしょうか？換算されている場合は、酸素濃度の基準値をご教示ください。	ご理解のとおりです。 換算値は、No90をご参照ください。
92	要求水準書		23	3	5	(3)					性能保証事項	表内にあるばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物濃度は乾きガス量基準との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書		23	3	5	(3)					排ガス量	性能保証事項として、「排ガス量（湿り）」が規定されておりますが、この流量の単位を御教示願います。また、提示いただいている「排ガス量（湿り）」に加えて、「排ガス量（乾き）」の値についても御教示願います。	No90をご参照ください。
94	要求水準書		23	3	5	(3)					性能保証事項	「大気汚染防止法については、下記のガス量、濃度等に関し既存施設以下となるような対策を施す」とありますが、以下誤記ではないでしょうか？  ・「大気汚染防止法」→「排気」 ・「下記」→「上記」  また「ガス量、濃度等に関し既存施設以下となる」とありますが、既設に燃料化設備は無いため、表中数値を考慮した設計とすればよろしいでしょうか？  合せて既存施設のデータを開示をお願い致します。	・「大気汚染防止法」→「排気」 ・「下記」→「上記」 は、ご理解のとおりです。 既存施設とは、既設焼却炉を意味します。ガス量、濃度等は表の数値以下となるように設計してください。
95	要求水準書		24		5	(4)	ア	(9)			試運転	「試運転期間中に必要な消化汚泥等は、試運転に必要な範囲において市が提供する」とありますが、無償で提供いただけると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
96	要求水準書		27	4	1	(1)	ア				管理運営の基本的な考え方及び方針の策定	「燃料・改良土等の単価は参考として、別紙4別表4-4に示す」とありますが、事業契約書(案)第72条(料金の設定又は変更)にも記載のあるとおり、改良土処理料金の設定については、市と協議の上変更可能、と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
97	要求水準書		30	4	3	(4)					修繕業務	修繕業務については、提案時点の計画とずれる可能性がありますので、事業者の判断により実施の可否、修繕内容及び実施時期等を判断し、必ずしも計画通り実施しなくてもよろしいでしょうか。 また、上記の場合において、修繕計画の一部を省略、または増加した場合、委託料の増減額しないとの理解でよろしいでしょうか。 (提案時計画の内容を一部省略できる一方で提案時に想定できなかった修繕業務の発生も考えられるため、柔軟な運用を実施し、性能発注であるPFI事業のメリットを最大限発揮するための措置となります。)	要求水準書 p35 ケ 修繕実施計画 p37 (4) 各種計画書等の変更 をご参照ください。
98	要求水準書		30	4	3	(4)					修繕業務	修繕業務については、提案時点の計画とずれる可能性がありますので、事業者の判断により実施の可否、修繕内容及び実施時期等を判断し、必ずしも計画通り実施しなくてもよろしいでしょうか。 また、上記の場合において、修繕計画の一部を省略、または増加した場合、委託料の増減額しないとの理解でよろしいでしょうか。 (提案時計画の内容を一部省略できる一方で提案時に想定できなかった修繕業務の発生も考えられるため、柔軟な運用を実施し、性能発注であるPFI事業のメリットを最大限発揮するための措置となります。)	No97をご参照ください。
99	要求水準書		30	4	3	(4)					修繕業務	修繕業務については、提案時点の計画とずれる可能性がありますので、事業者の判断により実施の可否、修繕内容及び実施時期等を判断し、協議させていただけると理解してよろしいでしょうか？ また、上記の場合において、修繕計画の一部を省略、または増加した場合、委託料の増減額しないとの理解でよろしいでしょうか？	No97をご参照ください。
100	要求水準書		32	4	3	(12)	ウ				本施設見学者の対応に関する協力	「見学者受け入れ時の協力」の1回あたりの見学時間は1時間程度と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
101	要求水準書		37	4	5	(1)					業務報告書	業務報告書は電子データ及び印刷物として保管するとともに、市に提出するとありますが、提出するのは印刷物のみで、要請があった場合には電子データも提出するとの理解でよろしいでしょうか。	電子データ・印刷物とも、市にご提出下さい。
102	要求水準書		37	4	5	(1)					業務報告書	業務報告書は電子データ及び印刷物として保管するとともに、市に提出するとありますが、提出するのは印刷物のみで、要請があった場合には電子データも提出するとの理解でよろしいでしょうか。	No101をご参照ください。
103	要求水準書		37	4	5	(1)	ウ				消化汚泥等受入量の把握、記録	外部から受入れる脱水汚泥量等は、事業者にてトラックスケール等を用い測定・管理すると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
104	要求水準書		39	5	5	(6)					環境項目に関する事項	『排ガス中の窒素酸化物、酸素濃度等を連続して、』との記載がありますが、その他連続計測の必要性がある項目があれば、ご指示下さい。	要求水準書記載のとおりです。
105	要求水準書		40	4	6	(2)					燃料化・改良土工程において発生する残渣もしくは副産物	「燃料化・改良土工程において残渣もしくは副産物が発生する場合は、PFI事業者が極力資源化を図ることとし、資源化ができないものは適正に処理するものとする。これらの残渣及び副産物の取り扱いについては、あらかじめ市の確認を得ること。」とありますが、P22 第3. 4. (12)では、「本事業において、副産物(有価としての扱いが不可能な規格外燃料化物等)が得られる場合は市が処分を行うが、PFI事業者は搬出方法と処分先を提案するとともに、副産物の搬出設備についてもPFI事業者の責任と費用で設置すること。」と記載されています。統一していただけるようお願い致します。	汚泥性状の問題等により、有価物としての扱いが不可能な規格外燃料化物等についてのみ市が処分します。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
106	要求水準書		40	4	6	(6)					新規稼働施設等に伴う業務内容の見直しについて	「事業期間中、北部汚泥資源化センター内で新規稼働施設若しくは他施設等において更新工事が行なわれた場合、市とPFI事業者は、業務内容、事業スキーム、サービス購入料等の見直しについて協議を行う。」とありますが、業務内容や事業スキームやサービス購入料等に影響する新規稼働施設もしくは他施設等における更新工事とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。この際、事業が終了となる可能性があるということでしょうか？	現状においては、業務内容や事業スキームやサービス購入料等に影響する新規稼働施設もしくは他施設等における更新工事の予定はありません。
107	要求水準書		41	第4	6	(8)	ア				契約期間終了時の取扱い	「ア．本事業の対象とする全ての施設が要求水準書で提示した性能を発揮できる機能を有し・・・」とありますが、設備は経年劣化による効率低下が想定できます。この経年劣化による効率低下面などは考慮いただけたと考えてよいでしょうか。	性能の維持を求めます。
108	要求水準書		42		4	7	(2)				点検修理機暦	3号炉も2年間運転管理し、最低限の整備は必要と考えます。点検修理履歴をご教示願います。	別途、提示します。そちらをご確認ください。
109	要求水準書		54								敷地境界図	改良土プラント用地（面積 約4,000m <sup>2</sup> ）とありますが、原施設は8,000m <sup>2</sup> を有し、要求水準書、計画生産量は90,000m <sup>3</sup> です。市の建設発生土の受入及び改良土の出荷は、季節変動が著しく、十分なストックヤードを含む形状のまとまった8,000～10,000m <sup>2</sup> の用地が必要と考えます。有効利用企業者のニーズ等を考慮し、ご検討いただけますでしょうか。	協議対象とします。用地は最低限必要な面積とし、改良土プラントの施設・設備、運営方法などを含め、提案書にて確認を行います。
110	要求水準書		54								敷地境界図	接続道路及び敷地囲い内の範囲がPFI事業者の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、仮置きされている土砂が支障となる場合は、土砂の移動等は本市所掌範囲です。道路整備、囲いの設置及び維持管理がPFI事業者の業務範囲です。
111	要求水準書	2	54								敷地境界図	改良土プラント用地面積4,000m <sup>2</sup> ではストックヤード用地が確保困難と考えます。既存施設と概ね同等同形で8,000m <sup>3</sup> 超の使用は可能でしょうか？ご教示願います。	No109をご参照ください。



番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
112	要求水準書	2	54								敷地境界図	改良土プラント用地を4,000m <sup>2</sup> から拡大使用可能な場合、仮置きされている残土処分は貴市所掌と理解してよろしいでしょうか？	仮置きされている土砂が支障となる場合は、土砂の移動等は本市所掌範囲です。
113	要求水準書	2	54								敷地境界図	改良土プラント用地の未舗装部分にかかる造成方法について、制限がある場合はご教示願います。	対象箇所において、施設設置や掘削等を行う場合、必要に応じて埋設物調査を行い、安全を確認してください。
114	要求水準書	2	54								敷地境界図	「接続道路(幅員8m程度)」の記載がありますが、これにかかる造成及び舗装は、PFI事業者の事業範囲となりますでしょうか？ご教示願います。	No6をご参照ください。
115	要求水準書	2	54								敷地境界図	「接続道路(幅員8m程度)」予定地には現在、残土が仮置きしてあるかと存じますが、この残土処分については貴市所掌と考えてよろしいでしょうか？	No6をご参照ください。
116	要求水準書	2	54								敷地境界図	「接続道路(幅員8m程度)」について、造成及び舗装、また残土処分について、PFI事業者の事業範囲である場合、残土の処分を軽減する為、残土上に接続道路を造成・舗する事は可能でしょうか？ご教示願います。	No6をご参照ください。
117	要求水準書	2	54								敷地境界図	図面右下の赤枠位置は何を設置する事を想定していますか。	通用門を想定しています。
118	要求水準書		54								敷地境界図	改良土プラント用地(面積 約4,000m <sup>2</sup> )とありますが、原施設は8,000m <sup>2</sup> を有し、要求水準書、計画生産量は90,000m <sup>3</sup> です。市の建設発生土の受入及び改良土の出荷は、季節変動が著しく、十分なストックヤードを含む形状のまとまった8,000~10,000m <sup>2</sup> の用地が必要と考えます。有効利用企業者のニーズ等を考慮し、ご検討いただけますでしょうか。	No109をご参照ください。
119	要求水準書	3	63	2							責任分界点図	脱水ケーキ圧送ライン以外の責任分界点は、要求水準書P61を参考に、入札者が既設施設図面から判断するとの理解で良いでしょうか。	No19をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
120	要求水準書	4	65								ユーティリティ等の供給可能量	別表4-1の排水日最大量が『7,9873m3/日』とありますが、誤記と思われるので正しい値をご教示下さい。また、最大許容量が『0,000m3/日』となっておりますが、正しい流量をご教示下さい。	別表4-1の排水日最大量は『7,987m3/日』です。 No2をご参照ください。
121	要求水準書	4	65								ユーティリティ等の条件	要求水準書（案）の質問回答では、処理水もろ過水も10円/m3でご回答をいただきましたが、今回の33.2円/m3でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）においても、処理水10円/m3、ろ過水33.2円/m3となっております。
122	要求水準書	4	65								ユーティリティ等の条件	雑用水について「最大供給能力」がゼロとなっております。数値についてご教示いただきたく存じます。	No120をご参照ください。
123	要求水準書	4	65								ユーティリティ等の購入単価	直接契約ではなく、市からのサービス対価として受領する場合の単価について、電力・上水・都市ガスについてそれぞれご教示願います。	契約後に提示いたします。
124	要求水準書	4	65								ユーティリティ等の条件	排水について「最大許容量」がゼロとなっております。数値についてご教示いただきたく存じます。	No120をご参照ください。
125	要求水準書	4	65								ユーティリティ等の条件	排水条件が7,9873m3/日と記載があります。誤記かと思われるので数値の確認をお願い致します。	No120をご参照ください。
126	要求水準書	4	65								ユーティリティ等の供給可能量	別表4-1の雑用水の最大供給能力が『0,000m3/日』とありますので誤記と思われるので正しい値を提示ください。	No120をご参照ください。
127	要求水準書	4	65								ユーティリティ等の供給可能量	別表4-1の排水の平成25年度の日最大量が『7,9873m3/日』とありますので誤記と思われるので正しい値を提示ください。	No120をご参照ください。
128	要求水準書	4	65								ユーティリティ等の供給可能量	別表4-1の排水の最大許容量が『0,000m3/日』とありますので誤記と思われるので正しい値を提示ください。	No120をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
129	要求水準書	4	66								燃料・改良土等の単価<参考>	別表4-4に燃料化物の参考単価が1,000円/tとなっておりますが、取引価格の現況と比較すると非常に高額であります。同価格は事業運営を左右する程の影響力があるため、単価については事業者提案とさせていただきたく事によろしいでしょうか。	参考単価は別表4-4に示すとおりです。燃料化物の単価については、質問及び回答（入札説明書）のNo67をご参照ください。
130	要求水準書	4	66								ユーティリティ取り合い条件	別表4-3の『*****』とありますがご説明を頂きますようお願いいたします。	No2をご参照ください。
131	要求水準書	4	66								別表4-3ユーティリティ取り合い条件	雑用水（処理水）、雑用水（ろ過水）の配管径等、温度圧力等（設計条件より）が「*」の表示となっているが具体的な数値は示していただけないのでしょうか。	No2をご参照ください。